平成２３年（フ）第９５号
千葉県船橋市海神町西１丁目1193番地１
破産者　ダイヤモンドハウジング株式会社
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９６号
千葉県市川市須和田１丁目19番３―102号
エステート紫苑
破産者　山田　康成
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３１８号
長野県松本市井川城３丁目10番40号
破産者　株式会社三浦設計事務所
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第５号
奈良県宇陀市室生三本松1758番地
破産者　株式会社新井組
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１６２１号
仙台市青葉区一番町２丁目７番12号グリーンウッド仙台一番町ビル
破産者　株式会社サクセス・サポート
１　決定年月日　平成23年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
仙台市青葉区大町１丁目４番10―602号
破産者　有限会社サウンドウェイブ
１　決定年月日　平成23年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９４３号
千葉市稲毛区六方町36番地５
破産者　秀島　徹哉
１　決定年月日　平成23年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７０９号
千葉県習志野市秋津２丁目１番２―505号
破産者　土橋摩理子
１　決定年月日　平成23年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１号
千葉県船橋市習志野台５丁目23番23号
破産者　株式会社ベネッセ
１　決定年月日　平成23年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２号
千葉県白井市神々廻974番地
破産者　児平　　豊
１　決定年月日　平成23年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４０号
千葉市美浜区幸町２丁目22番13―1002号
破産者　森山　勝代
１　決定年月日　平成23年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３１７１号
愛知県東海市名和町口前後12番２
破産者　有限会社ショウエイ
１　決定年月日　平成23年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１７２号
愛知県東海市名和町口前後12番２
破産者　株式会社ショウエイコンサルタント
１　決定年月日　平成23年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２号
大阪市北区梅田１丁目２番２―1200号
破産者　中央商事株式会社
１　決定年月日　平成23年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４９号
奈良県生駒郡三郷町三室１丁目10番23号
破産者　株式会社カネトク栗山
１　決定年月日　平成23年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１８４７号
東京都あきる野市秋川２丁目７番地12
破産者　有限会社あいわサービス
１　決定年月日　平成23年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８４８号
東京都昭島市大神町３丁目18番６号
破産者　及川徳三郎
１　決定年月日　平成23年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７１９号
岐阜県羽島郡笠松町中野47番地
破産者　長良バイオニクス株式会社
１　決定年月日　平成23年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５０９号
京都市西京区樫原鴫谷町41番地の29
破産者　近畿レンタル株式会社
１　決定年月日　平成23年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結

平成２２年（フ）第１１７号
栃木県佐野市万町2774番地
破産者　株式会社信濃食品
１　決定年月日　平成23年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１２号
長崎県平戸市木引田町416番地
破産者　有限会社日台商事
１　決定年月日　平成23年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第１１７９号
千葉県船橋市高根台５丁目１番253棟408号、開始決定時の住所千葉県船橋市松が丘２丁目24番９号
破産者　市原　雅弘
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係